

日光地区合併協議会に関するお知らせ

合併協議会で決定された調整内容

今号では第五回から第九回までの協議会で決定した事項について、具体的にどのような調整方針が決定されたのかをお知らせいたします。

なお、以下掲載の事項は、決定した事項のうち、住民の皆様の関心が高いと思われるものを中心に要約・抜粋したものです。このほか調整内容等につきましては、日光地区合併協議会事務局発行の「協議会だより第三号」をご覧ください。「協議会だより」は市の各施設（市役所・支所・出張所等）にも置いてあります。）

【特別職の身分の取扱い】

特別職（市長・助役・収入役・教育長や各種委員については次のような調整方針が決定されました。

- 一 特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて、新市において新たに設置する。
- 二 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。
- 三 新市の市長職務執行者については、五市町村の長が協議して定める。

【事務組織及び機構の取扱い】

（一部要約）

事務組織及び機構（新市の内部体制）については次のような調整方針が決定されました。

- 一 新市の本庁舎は現今市市役所と

して、現在の日光市役所及び各町村役場は、それぞれの地域に関する事務を行う新市の総合支所として位置づける。

- 二 新市の組織及び機構は、合併時において住民サービスが低下しないように十分配慮し、次の方針に基づき整備する。
 - （一）各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること。
 - （二）住民の声を適正に反映できること。
 - （三）住民にとってわかりやすく、利用しやすいこと。
- 三 合併時における組織については、今市市を参考に部制を布く。（日光市は現在課制を布いています。）

【一部事務組合等の取扱い】

（一部要約）

一部事務組合とは、一市町村では対応できない、または広域で取り組んだ

方が効率的な事務などを共同処理するために、いくつかの市町村から構成される組合のことです。

当該地域の主な一部事務組合については、いずれも合併構成市町村がそのまま一部事務組合の構成市町村であるので、次のような調整方針が決定されました。

日光地区広域行政事務組合

日光地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日に至るまで、当該組合の一般職の職員については、合併の日をもって新市の職員として、その身分を引き継ぐものとする。

日光地区消防組合

日光地区消防組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日に至るまで、当該組合の一般職の職員については、合併の日をもって新市の職員として、その身分を引き継ぐものとする。

【公共的団体の取扱い】

（主なもの抜粋）

公共的団体とは、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム等の厚生社会事業団体、青年団等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公・私法

人、また法人でないものも含まれます。現在各市町村が関係する公共的団体については、同じ位置づけの団体が構成市町村ごとに存在すること等から、次のような調整方針が決定されました。

- 一 観光協会については、合併後、統合するように働きかける。
- 二 日光地区商工会議所及び足尾町商工会については、合併後統合するように働きかける。
- 三 日光地区森林組合及び栗山村森林組合については、合併後統合するように働きかける。
- 四 シルバー人材センターについては合併時に統合する。
- 五（財）今市市公共施設振興公社及び（財）日光市観光施設管理公社については、当面は現行とおりとし、合併後一定の時期に統合する。
- 六 その他の公共的団体等については市町村合併の特例に関する法律の主旨に基づき統合整備するよう働きかける。

【補助金、交付金等の取扱い】

特定の事業等公益上必要がある場合に育成・助成の目的で各団体等に支出する補助金や、本来市が行うべき事務事業を団体等に委託し、その事務処理等の対価として支出する交付金等については、次のような調整方針が決定さ

れました。

一 補助金・交付金等については、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共の必要性、有効性、公平性の観点にたち、そのあり方について検討を行う。

(一) 市町村における同一あるいは同種の補助金、交付金等については、原則として統一の方向で調整する。

(二) それぞれの市町村における独自の補助金、交付金等については、従来からの経緯や実情等を踏まえ、原則として新市において調整する。

(三) 五市町村における各種団体の負担金については、その目的等を踏まえ、合併時までに調整し、新市において対応する。

【慣行の取扱い】

(一) 一部抜粋) 市章、市民憲章、市の花・木等、市の歌については、新市において新たに定めることになりました。

名誉市民については、新市において新たな制度を創設し、現在の名誉市町村民は継続して新市の名誉市民とすることに決定しました。

【消防団の取扱い】

消防団については、地域性や緊急性を考慮した上で、次のような調整方針が決定されました。

一 五市町村の消防団は、合併時に再

編する。

二 分団の組織、活動範囲等については、適正な組織体制等の検討を行い、合併時に再編する。

三 団員の報酬等については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に再編する。

【行政区の取扱い】

今市市では各種連絡や広報誌の配付等、行政の円滑な運営を図るために、区域を設け行政区長を置かれますが、日光市を含めその他の市町村においては、行政区を置かず、自治会組織に依頼しているところです。この行政区(自治会組織)については、次のような調整方針が決定されました。

一 単位自治会の組織については、現行どおりとする。連合会組織については、新市において再編するよう働きかける。

二、連合会への補助金等については、合併時は現行どおりとし、新市において再編する。

三、自治会長(区長)等への報酬については、合併時は現行どおりとし、新市において調整する。

次号では、第十回協議会において承認された「新市建設計画(素案)」についての内容をお知らせいたします。

～ 第 1 0 回日光地区合併協議会が開催されました ～

去る4月8日(木)藤原町総合文化会館において第10回日光地区合併協議会が開催され、以下の項目が原案どおり承認されました。

報告事項

日光地区合併協議会の委員の交代について
新市の名称小委員会の報告について
新市建設計画策定小委員会の報告について

協議事項

【協定項目9】

地方税の取扱いについて(変更)

【協定項目25-7】

消防防災関係事業の取扱いについて

【協定項目25-8】

交通関係事業の取扱いについて

【協定項目25-9】

窓口事業の取扱いについて

【協定項目25-10】

人権対策事業の取扱いについて

【協定項目25-11】

コミュニティ施策事業の取扱いについて

【協定項目25-17】

生活保護事業の取扱いについて

新市建設計画(第一次素案)について

なお次回協議会については次のとおり開催されます。会議は公開で開催され、傍聴することが出来ます。傍聴を希望される方は会議の15分前までに会場にお越し下さい。

第12回日光地区合併協議会

日時 5月13日(木)午後2時～

場所 日光市総合会館

合併協議会等を含む市町村合併についての情報は、市のHP上でもご覧いただけます。

・日光地区合併協議会ホームページアドレス

<http://www.gappei7007.jp/>

・日光市ホームページアドレス

<http://www.city.nikko.tochigi.jp/>

詳細についてのお問い合わせ先

・日光地区合併協議会事務局

30-7007

・日光市企画課企画係

54-1113